

- d ご本人以外の方が請求する場合、cに加え次のいずれかの書類を送付してください。
○ 請求資格確認書類（コピー不可。いずれも発行日より3か月以内のものに限ります。）

代理人が未成年者の法定代理人の場合

- 戸籍謄(抄)本 住民票の写し（続柄が記載されたもの）
 その他法定代理人であることが確認できる公的書類

代理人が成年被後見人の法定代理人の場合

- 後見登記等に関する登記事項証明書
 その他法定代理人であることが確認できる公的書類

開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人の場合

- 本人の委任状（実印が押印された原本）
 本人の印鑑証明書

※ 書類に本籍地情報が記載されている場合は、黒塗り等の処理をしてください。

(注1) 受託業務において委託元との契約上、当社が開示等の権限を有していない場合は、当社では対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 開示等の請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の請求等の対応に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。また、開示等の請求等にご提出いただいた請求書は返却いたしかねます。当社が一定期間保管した後に責任を持って廃棄いたします。

(注3) 開示等の請求等の内容によっては、調査その他事情により回答に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

【重要】 上記本人確認等の書類を提出する場合は、個人番号を含まないものとしてください。

開示等、苦情・相談窓口：〒162-0811 東京都新宿区水道町3番1号水道町ビル
株式会社住宅債権管理回収機構 コンプライアンス部 コンプライアンス課
TEL：03-3513-1947（受付時間 9:00～17:00）

※土・日曜日、祝日、年末年始は翌営業日以降の対応とさせていただきます。